

国土建労第 940 号
令和元年 11 月 6 日

(一社) 建設技能人材機構理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長



「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」
の改訂について

本年 4 月より、特定技能の在留資格に係る制度の運用が開始されているところです。建設分野においては、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき建設分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（平成 31 年国土交通省告示第 357 号。以下「告示」という。）において固有の基準が定められております。また、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定め、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-建設分野の基準について-」（平成 31 年 3 月法務省・国土交通省編。以下「ガイドライン」という。）が定められているところです。

今般、制度運用開始後に生じた課題等に対応するため、ガイドラインの一部が別添のとおり改訂されました。

貴団体におかれましては、貴団体傘下の建設業者に対し、本通知の内容について周知していただきますよう、お願いいたします。